

# 自己資本の充実の状況

## 1. 単体における事業年度の開示事項

- 自己資本の構成に関する開示事項…………… 53
- 定性的な開示事項…………… 54
  - (1)自己資本調達手段の概要…………… 54
  - (2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要…………… 54
  - (3)信用リスクに関する事項…………… 54
  - (4)信用リスク削減手法に関する  
リスク管理の方針及び手続の概要…………… 55
  - (5)派生商品取引及び長期決済期間取引の  
取引相手のリスクに関するリスク管理  
の方針及び手続の概要…………… 55
  - (6)証券化エクスポージャーに関する事項…………… 56
  - (7)オペレーショナル・リスクに関する事項…………… 56
  - (8)出資等エクスポージャーに関する  
リスク管理の方針及び手続の概要…………… 57
  - (9)金利リスクに関する事項…………… 57
- 定量的な開示事項…………… 58
  - (1)自己資本の充実度に関する事項…………… 58
  - (2)信用リスクに関する事項  
(証券化エクスポージャーを除く)…………… 59
  - (3)信用リスク削減手法に関する事項…………… 61
  - (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の  
取引相手のリスクに関する事項…………… 61
  - (5)証券化エクスポージャーに関する事項…………… 61
  - (6)出資等エクスポージャーに関する事項…………… 62
  - (7)金利リスクに関する事項…………… 62

## 2. 連結会計年度の開示事項

- 自己資本の構成に関する開示事項…………… 63
- 定性的な開示事項…………… 64
  - (1)連結の範囲に関する事項…………… 64
  - (2)自己資本調達手段の概要…………… 64
  - (3)自己資本の充実度に関する評価方法の概要…………… 64
  - (4)信用リスクに関する事項…………… 64
  - (5)信用リスク削減手法に関する  
リスク管理の方針及び手続の概要…………… 64
  - (6)派生商品取引及び長期決済期間取引の  
取引相手のリスクに関するリスク管理  
の方針及び手続の概要…………… 64
  - (7)証券化エクスポージャーに関する事項…………… 64
  - (8)オペレーショナル・リスクに関する事項…………… 64
  - (9)出資等エクスポージャーに関する  
リスク管理の方針及び手続の概要…………… 64
  - (10)金利リスクに関する事項…………… 64
- 定量的な開示事項…………… 65
  - (1)その他金融機関等であって信用金庫の子  
法人等であるもののうち、自己資本比率  
規制上の所要自己資本を下回った会社の  
名称と所要自己資本を下回った額の総額…………… 65
  - (2)自己資本の充実度に関する事項…………… 65
  - (3)信用リスクに関する事項  
(証券化エクスポージャーを除く)…………… 66
  - (4)信用リスク削減手法に関する事項…………… 66
  - (5)派生商品取引及び長期決済期間取引の  
取引相手のリスクに関する事項…………… 66
  - (6)証券化エクスポージャーに関する事項…………… 66
  - (7)出資等エクスポージャーに関する事項…………… 66
  - (8)金利リスクに関する事項…………… 66

## 1. 単体における事業年度の開示事項

### ■自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円・%)

項 目	平成 28 年度	経過措置による 不算入額	平成 29 年度	経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	52,135		53,140	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,352		1,344	
うち、利益剰余金の額	50,836		51,850	
うち、外部流出予定額(△)	54		53	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,037		1,790	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,037		1,790	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	54,172		54,931	
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	85	56	99	24
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	85	56	99	24
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	85		99	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	54,087		54,831	
<b>リスク・アセット等(3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	256,812		276,481	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 9,906		△ 4,690	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	56		24	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 9,963		△ 4,715	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,633		17,858	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	275,446		294,339	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	19.63		18.62	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 定性的な開示事項

### (1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は右のとおりです。

発行主体	帯広信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,344 百万円

### (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の平成 30 年 3 月末の自己資本比率は 18.62%と国内基準の 4%を大きく上回っており、自己資本の充実度に関しましては、経営の健全性・安全性を十分確保しております。

また、将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに策定する事業運営計画に基づいた業務運営を通じて得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画につきましては、地域の経済環境や市場の金利動向を十分に踏まえたうえで策定しており、実現性の高い計画と考えております。

### (3) 信用リスクに関する事項

#### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、ご融資先の財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクが金庫経営に重大な影響を与えることを十分に認識し、地域金融機関として経営の健全性を維持・確保するための「信用リスク管理方針」を定め、信用リスクの特定・評価・モニタリング及びコントロール等の信用リスク管理に取り組んでおります。

信用リスクの評価につきましては、厳格な資産自己査定を実施しております。また、ご融資先については信用格付の導入・整備等により、市場取引については格付機関による格付やその他の定性・定量情報による個別のリスク管理により、信用リスク計測の高度化に向けた態勢整備を進めております。

信用リスクのモニタリングにつきましては、ローン・ポートフォリオ（与信構造）管理、大口信用集中リスクの管理、問題債権の管理および経営改善支援先の管理等を行い、信用リスクの状況を適切に把握・管理しております。

信用リスクのコントロールにつきましては、クレジット・リミットの設定、営業推進部門から独立した信用リスク管理部門での牽制機能を有した個別案件審査を行っており、また、経営コンサルティング室による経営改善支援先に対する事業再生取り組み等の態勢を整備しております。

信用リスクの管理状況につきましては、定期的に理事会・常務会等に報告を行い、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定業務取扱規程」および「資産の償却・引当金計上事務取扱規程」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

投資信託については、ファンドごとに定められた格付機関を採用しております。

- ・株式会社格付投資情報センター（通称：R & I）
- ・株式会社日本格付研究所（通称：J C R）
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク（通称：ムーディーズ）
- ・S & Pグローバル・レーティング（通称：S & P）

### (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法であり、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際しては、お客さまの経営状況、資金使途、回収の可能性などを総合的に判断して、事業からのキャッシュフローを重視し、保全のための担保や第三者保証に過度に依存しないよう努めております。しかしながら、審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

また、担保に関する手続については、当金庫が定める「融資事務取扱規程」や「担保関係事務取扱要領」等により、適切な事務取扱いならびに適正な評価・管理を行っております。ご融資先が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める内部規程等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法として、当金庫では以下の手法を採用しております。ただし、投資信託については、ファンドごとに定められたリスク管理の方針に基づき、ファンドにおいて適切に対応しております。

- ・適格金融資産担保  
当金庫預積金担保（定期預金・定期積金）を適格金融資産担保とし、被担保債権について、原資産およびご融資先のリスク・ウェイトに代えて当該担保のリスク・ウェイトを適用しております。  
担保額については融資債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としております。
- ・貸出金と自金庫預金の相殺  
ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しています。相殺に使用する預金の種類は定期預金および定期積金とし、貸出金の残存期間を上回る預金については全額を信用リスク削減額としております。
- ・保証  
国、地方公共団体、政府関係機関等および一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産およびご融資先のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを全部または一部適用しております。

### (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、お客さまの長期固定金利による資金調達にお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に、派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、金利スワップ取引、為替先物予約取引等があります。

派生商品取引には、市場リスクと信用リスクが内包されております。市場リスクとは、市場の変動により損失を受けるリスクです。一方、信用リスクとは、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受けるリスクです。市場リスクへの対応としては、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。信用リスクへの対応としては、総与信取引における与信判断によりリスク管理を行っております。万一、当金庫が取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じた場合でも、提供可能な資産を十分保有しておりますので、財務上の資産に対する影響はありません。

投資信託については、ファンドごとに定められたリスク管理の方針に基づき、ファンドにおいて適切に対応しております。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「経理事務取扱規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理をしております。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

#### 用語解説

<b>コア資本</b> 損失吸収力の高い普通出資及び内部留保を中心にした、優先出資及び一般貸倒引当金等を加えたものをいう。	<b>エクスポージャー</b> リスクに晒されている資産のことで、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。	<b>デリバティブ（派生商品）</b> 有価証券や通貨などの金融資産（原資産）から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品。具体的には先物・スワップ・オプションなどが該当。	<b>オペレーショナル・リスク</b> 金融機関の内部管理態勢の不備や、災害等外部要因から損失を被るリスク。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスクなどがある。
<b>リスク・ウェイト</b> 債権の危険度を表す指標であり、自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。	<b>リスク・アセット</b> 貸出金や有価証券などのリスクを有する資産を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じて再評価した資産金額。	<b>オリジネーター</b> 原資産の所有者。	

## (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

### イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等を原資産として、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引を指し、証券化エクスポージャーとは、この証券化取引にかかるエクスポージャーを指します。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引のことを指します。

証券化取引における役割は、証券化エクスポージャーを含む金融商品等に投資する投資家と、証券化取引における原資産の保有者であるオリジネーターに大きく分類されます。当金庫が証券化取引を行う場合には、主に有価証券等への投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを含む。）については、信用リスク、市場リスク及び市場流動性リスク等が内包されております。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により取引が不可能になることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを指します。

このため、証券化エクスポージャーを含む金融商品等への投資については、「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

### ロ. 自己資本比率告示第 249 条第 4 項第 3 号から第 6 号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーを含む金融商品等にかかるリスクの認識については、市場動向、原資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、毎月、他の運用商品とともに常務会等に報告し、適切なリスク管理に努めております。また、証券化エクスポージャーを含む金融商品等への投資は、他の運用商品とともに有価証券等にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、当金庫が定める「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

資産流動化に付随する信用供与取引（A B L 貸出）については、当金庫所定の与信審査手続きに基づき取り扱っております。なお、再証券化エクスポージャーについても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行っております。

### ハ. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

### 二. 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式

当金庫は標準的手法を採用しております。

### ホ. 証券化取引に関する会計方針

証券化取引及び再証券化取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「経理事務取扱規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適正な処理を行っております。

### ヘ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャー及び再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の 4 機関を採用しております。

- ・株式会社格付投資情報センター（通称：R & I）
- ・株式会社日本格付研究所（通称：J C R）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（通称：ムーディーズ）
- ・S & P グローバル・レーティング（通称：S & P）

## (7) オペレーショナル・リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクをオペレーショナル・リスクとして認識しております。

これらのオペレーショナル・リスクの総合的な管理を目的として、「オペレーショナル・リスク管理方針」を定めており、この方針に基づき、組織体制や管理の仕組みを整備するとともに、監査部門による監査結果や営業店による自主点検の結果等を分析・評価して、リスク顕現化の未然防止及びリスクの極小化に努めております。また、オペレーショナル・リスクの管理の状況は、リスク管理委員会等で定期的に協議・検討を行っております。

### ロ. オペレーショナル・リスクの相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## (8) 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、上場優先出資証券、上場株式等に投資を行う投資信託、金融機関や投資事業組合等への出資が該当します。

これらのうち、上場株式、上場優先出資証券、上場株式等に投資を行う投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（V a R）によるリスク計測によって把握するとともに、定期的に常務会等に報告を行い、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、上場株式、上場優先出資証券、上場株式等に投資を行う投資信託への投資は、証券化エクスポージャーと同様、有価証券等にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定し、債券投資等も含めたポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、金融機関や投資事業組合等への出資に関しては、当金庫が定める「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、定期的に常務会等に報告を行い、適切なリスク管理に努めております。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「経理事務取扱規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## (9) 金利リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、双方ともに定期的な計測・評価を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、A L M 管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、A L M 委員会等で協議検討を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

### ロ. 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法  
再評価方式
- ・計測対象  
金利感応資産・負債：預貸金、有価証券、預け金、その他金利・期間を有する資産・負債
- ・コア預金  
対 象：要求払預金  
算定方法：①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50% 相当額、以上 3 つのうち最小の額を上限
- ・金利ショック幅  
99 パーセンタイル値又は 1 パーセンタイル値
- ・リスク計測の頻度  
月次（前月末基準）

### 用語解説

#### 金利リスク

市場の一般的な金利水準の変動に伴って金融資産の価値が変動するリスク。

#### 金利ショック

金利の変化（衝撃）のことで、上下 200 ベーシス・ポイント（2%）の平行移動や 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値などの計算方法がある。

#### A L M

資産・負債の総合管理。主に金融機関で活用されているバランスシートのリスク管理方法で Asset Liability Management の略。

#### コア預金

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金。

#### パーセンタイル値

計測値を順番に並べたパーセント目の値。99 パーセンタイル値は 99 パーセント目の値。

■ 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	256,812	10,272	276,481	11,059
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	263,659	10,546	275,942	11,037
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	328	13	770	30
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	91	3	333	13
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	100	4	99	3
我が国の政府関係機関向け	1,587	63	1,032	41
地方三公社向け	0	0	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	44,854	1,794	48,879	1,955
法人等向け	81,350	3,254	85,842	3,433
中小企業等向け及び個人向け	51,271	2,050	53,886	2,155
抵当権付住宅ローン	9,409	376	8,896	355
不動産取得等事業向け	34,404	1,376	37,368	1,494
3ヵ月以上延滞等	1,040	41	2,004	80
取立未済手形	14	0	21	0
信用保証協会等による保証付	2,164	86	2,033	81
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	5,197	207	7,930	317
出資等のエクスポージャー	5,197	207	7,930	317
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	31,842	1,273	26,841	1,073
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	16,893	675	13,250	530
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,031	121	3,031	121
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4,127	165	3,296	131
上記以外のエクスポージャー	7,790	311	7,263	290
②証券化エクスポージャー	2,745	109	4,155	166
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	128	5
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	56	2	24	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 9,963	△ 398	△ 4,715	△ 188
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	305	12	922	36
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	7	0	23	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,633	745	17,858	714
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	275,446	11,017	294,339	11,773

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。  
 (オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
  
 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別) (単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引		3ヵ月以上延滞 エクスポージャー			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
国 内	743,579	768,501	310,743	319,897	193,835	180,797	543	1,586	913	1,618	
国 外	29,487	29,555	—	3	29,282	28,533	—	25	—	40	
地 域 別 合 計	773,066	798,057	310,743	319,900	223,117	209,330	543	1,612	913	1,658	
製 造 業	19,477	16,649	12,740	12,529	6,614	4,111	—	—	38	23	
農 業、林 業	9,629	10,124	9,629	10,124	—	—	—	—	43	36	
漁 業	87	105	87	105	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	548	1,029	548	1,029	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	19,788	20,381	19,587	19,681	200	700	—	—	33	208	
電気・ガス・熱供給・水道業	26,423	25,184	5,363	5,537	21,057	19,645	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	1,333	2,779	294	414	1,007	2,152	—	—	0	0	
運 輸 業、郵 便 業	6,888	6,877	6,015	6,028	843	849	—	—	19	—	
卸 売 業、小 売 業	32,472	34,018	28,991	31,316	3,402	2,701	—	—	44	25	
金 融 業、保 険 業	248,107	259,398	19,116	18,101	28,703	27,505	—	—	—	—	
不 動 産 業	39,601	42,392	37,774	40,196	1,802	2,171	—	—	51	46	
物 品 賃 貸 業	2,318	2,155	2,318	2,155	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	1,767	1,994	1,766	1,994	—	—	—	—	0	0	
宿 泊 業	3,857	2,996	3,857	2,996	—	—	—	—	3	2	
飲 食 業	3,447	3,224	3,447	3,224	—	—	—	—	69	71	
生活関連サービス業、娯楽業	4,023	3,805	3,717	3,500	300	300	—	—	0	—	
教 育、学 習 支 援 業	978	1,132	978	1,132	—	—	—	—	—	—	
医 療、福 祉	17,480	18,454	17,480	18,454	—	—	—	—	—	—	
そ の 他 の サ ー ビ ス	6,543	6,065	6,483	6,005	50	50	—	—	68	63	
国・地方公共団体等	221,046	213,567	61,911	64,424	159,134	149,142	—	—	—	—	
個 人	68,439	69,343	68,439	69,343	—	—	—	—	73	99	
そ の 他	38,805	56,375	191	1,605	—	—	543	1,612	465	1,080	
業 種 別 合 計	773,066	798,057	310,743	319,900	223,117	209,330	543	1,612	913	1,658	
1 年 以 下	158,230	213,862	64,095	69,619	39,225	52,092	412	993	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	252,260	212,508	25,777	29,017	94,099	70,269	56	33	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	73,420	63,317	31,332	30,712	38,053	29,357	63	198	—	—	
5 年 超 10 年 以 下	110,089	99,334	66,050	64,050	43,201	30,212	2	302	—	—	
10 年 超	131,235	152,985	122,495	125,081	8,537	27,399	2	4	—	—	
期間の定めのないもの	47,830	56,048	991	1,418	—	—	5	80	—	—	
残 存 期 間 別 合 計	773,066	798,057	310,743	319,900	223,117	209,330	543	1,612	913	1,658	

- (注) 1. 貸出金の残高は、個別貸倒引当金控除前の額です。また、オフ・バランス取引は与信相当額です。  
 2. 「信用リスクエクスポージャー期末残高」は、「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」を含みます。  
 3. 投資信託、その他の証券、買入金銭債権、金銭の信託、現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産、その他資産等の信用リスクエクスポージャー期末残高は、一括して「その他」に計上しております。  
 4. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。  
 5. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 6. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 / 47 ページを参照ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

		個別貸倒引当金										貸出金償却	
		期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
						目的使用		その他					
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
国	内	4,321	3,552	3,552	3,796	925	44	3,395	3,508	3,552	3,796		
国	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地 域 別 合 計		4,321	3,552	3,552	3,796	925	44	3,395	3,508	3,552	3,796		
製 造 業		538	514	514	502	14	0	523	514	514	502	0	51
農 業、林 業		150	44	44	29	90	-	59	44	44	29	-	4
漁 業		2	4	4	3	-	-	2	4	4	3	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業		271	42	42	211	204	-	66	42	42	211	0	19
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業		0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
運 輸 業、郵 便 業		57	55	55	71	-	-	57	55	55	71	-	-
卸 売 業、小 売 業		1,124	953	953	860	227	2	896	951	953	860	1	0
金 融 業、保 険 業		39	1	1	0	36	-	2	1	1	0	-	-
不 動 産 業		204	169	169	172	21	-	183	169	169	172	0	-
物 品 賃 貸 業		47	-	-	-	-	-	47	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		5	4	4	4	-	-	5	4	4	4	-	-
宿 泊 業		747	497	497	502	256	-	490	497	497	502	1	0
飲 食 業		59	71	71	29	33	42	25	29	71	29	0	0
生活関連サービス業、娯楽業		12	12	12	11	-	-	12	12	12	11	15	-
教育、学習支援業		0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
医 療、福 祉		967	1,133	1,133	1,352	-	-	967	1,133	1,133	1,352	-	-
その他のサービス		14	3	3	0	10	-	4	3	3	0	0	-
国・地方公共団体等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人		79	44	44	45	30	-	48	44	44	45	0	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		4,321	3,552	3,552	3,796	925	44	3,395	3,508	3,552	3,796	20	77

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	平成 28 年度			平成 29 年度		
	格付適用有り	格付適用無し	合 計	格付適用有り	格付適用無し	合 計
0%	-	244,577	244,577	-	242,059	242,059
10%	-	27,942	27,942	-	27,328	27,328
20%	189,054	42,941	231,995	203,611	43,984	247,595
35%	-	27,065	27,065	-	25,589	25,589
50%	44,013	312	44,325	45,283	652	45,936
75%	-	63,818	63,818	-	66,500	66,500
100%	8,813	122,136	130,949	9,920	127,415	137,336
150%	465	159	625	1,080	1,030	2,111
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	1,765	1,765	-	3,475	3,475
1,250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	123	123
合 計	242,347	530,719	773,066	259,896	538,160	798,057

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項 / 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証	
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,467	3,990	32,099	27,461		

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 (単位：百万円)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額		61		154
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額		-		-

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	①派生商品取引合計	543	1,612	543
(i) 外国為替関連取引	260	667	260	667
(ii) 金利関連取引	5	30	5	30
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	174	750	174	750
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	0	44	0	44
(vii) クレジット・デリバティブ	101	119	101	119
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	543	1,612	543	1,612

担保の種類別の額 / 該当する項目がありません。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	370	267	649	937
うちクレジット・デフォルト・スワップ	337	263	321	776
うちトータル・リターン・スワップ	32	3	327	160

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 / 該当する項目がありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

- ①原資産の合計額等 / 該当する項目がありません。
- ②3カ月以上延滞エクスポージャーの額等（原資産を構成するエクスポージャーに限る） / 該当する項目がありません。
- ③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳 / 該当する項目がありません。
- ④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略 / 該当する項目がありません。
- ⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 / 該当する項目がありません。
- ⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
  - a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） / 該当する項目がありません。
  - b. 再証券化エクスポージャー / 該当する項目がありません。
- ⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
  - a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） / 該当する項目がありません。
  - b. 再証券化エクスポージャー / 該当する項目がありません。
- ⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳 / 該当する項目がありません。
- ⑨早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額 / 該当する項目がありません。
- ⑩保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無 / 信用リスク削減手法の適用はありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）（単位：百万円）

証券化エクスポージャーの額	平成 28 年度		平成 29 年度	
	オパランス別	オパランス別	オパランス別	オパランス別
(i) 不動産	-	-	1,000	-
(ii) 住宅ローン	-	-	-	-
(iii) カードローン	-	-	-	-
(iv) 事業性ローン	-	-	-	-
(v) その他	581	-	768	-

b. 再証券化エクスポージャー／該当する項目がありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト 区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	オパランス別	オパランス別	オパランス別	オパランス別	オパランス別	オパランス別	オパランス別	
20%	166	-	1,191	-	1	-	9	-
50%	56	-	82	-	1	-	1	-
100%	95	-	107	-	3	-	4	-
350%	77	-	119	-	10	-	16	-
1,250%	185	-	268	-	92	-	134	-
(i)不動産	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iii)カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iv)事業性ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(v)その他	185	-	268	-	92	-	134	-
合計	581	-	1,768	-	109	-	166	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%  
2. 「1,250%」欄の(i)~(v)は、当該額にかかる主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー／該当する項目がありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無／信用リスク削減手法の適用はありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等（単位：百万円）

区分	平成 28 年度		平成 29 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	4,903	4,903	7,696	7,696
非上場株式等	3,117	3,117	3,128	3,128
合計	8,021	8,021	10,824	10,824

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 投資信託、その他の証券、金銭の信託の裏付け資産のエクスポージャーは、一括して上場株式等に加えております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額（単位：百万円）

	平成 28 年度	平成 29 年度
売却額	5,515	1,851
売却益	53	18
売却損	162	18
償却	5	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額／該当する項目がありません。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額／該当する項目がありません。

(7) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

区 分	運用勘定		区 分	調達勘定	
	金利リスク量			金利リスク量	
	平成 28 年度	平成 29 年度		平成 28 年度	平成 29 年度
貸 出 金	1,526	1,949	定期性預金	358	407
有 価 証 券	2,268	3,633	要求払預金	894	1,094
預 け 金	595	447	そ の 他	32	13
そ の 他	0	1	調達勘定合計	1,284	1,514
運用勘定合計	4,389	6,030			

銀行勘定の金利リスク 3,105 4,516

(注) 1. 金利リスクとは、金融機関の保有する金利感応資産・負債において、金利ショックにより発生するリスク量を算出したものです。保有期間1年、最低5年の観測期間で計測された金利変動の99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値による金利ショックにより金利リスクを算出しております。  
2. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量から調達勘定の金利リスク量を差し引いて算出しております。

2. 連結会計年度の開示事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円・%)

項 目	平成 28 年度	経過措置による 不算入額	平成 29 年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	52,151	-	53,156	-
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,352	-	1,344	-
うち、利益剰余金の額	50,852	-	51,866	-
うち、外部流出予定額(△)	54	-	53	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,037	-	1,790	-
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,037	-	1,790	-
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	54,188	-	54,947	-
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	85	56	99	24
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	85	56	99	24
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	85	-	99	-
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	54,103	-	54,847	-
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	256,807	-	276,477	-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△9,906	-	△ 4,690	-
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	56	-	24	-
うち、繰延税金資産	-	-	-	-
うち、退職給付に係る資産	-	-	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△9,963	-	△ 4,715	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,641	-	17,865	-
信用リスク・アセット調整額	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	275,449	-	294,343	-
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	19.64	-	18.63	-

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## ■ 定性的な開示事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

イ. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

当金庫の連結グループに属する会社は「おびしんビジネスサービス株式会社」です。

「おびしんビジネスサービス株式会社」は、財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、会計連結範囲に含めておりません。

ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 おびしんビジネスサービス株式会社

主要な業務の内容 19ページをご覧ください。

ハ. 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容／該当ありません。

二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの

名称 おびしんビジネスサービス株式会社

総資産の額 40百万円

純資産の額 26百万円

主要な業務の内容 19ページをご覧ください。

ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要／該当ありません。

### (2) 自己資本調達手段の概要

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(54ページを参照ください)

### (3) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(54ページを参照ください)

### (4) 信用リスクに関する事項

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(54ページを参照ください)

### (5) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(55ページを参照ください)

### (6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(55ページを参照ください)

### (7) 証券化エクスポージャーに関する事項

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(56ページを参照ください)

### (8) オペレーショナル・リスクに関する事項

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(56ページを参照ください)

### (9) 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(57ページを参照ください)

### (10) 金利リスクに関する事項

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(57ページを参照ください)

## ■ 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

### (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	256,807	10,272	276,477	11,059
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	263,655	10,546	275,937	11,037
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	328	13	770	30
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	91	3	333	13
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	100	4	99	3
我が国の政府関係機関向け	1,587	63	1,032	41
地方三公社向け	0	0	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	44,854	1,794	48,879	1,955
法人等向け	81,350	3,254	85,842	3,433
中小企業等向け及び個人向け	51,271	2,050	53,886	2,155
抵当権付住宅ローン	9,409	376	8,896	355
不動産取得等事業向け	34,404	1,376	37,368	1,494
3ヵ月以上延滞等	1,040	41	2,004	80
取立未済手形	14	0	21	0
信用保証協会等による保証付	2,164	86	2,033	81
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	5,187	207	7,920	316
出資等のエクスポージャー	5,187	207	7,920	316
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	31,848	1,273	26,847	1,073
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	16,893	675	13,250	530
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,031	121	3,031	121
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4,131	165	3,301	132
上記以外のエクスポージャー	7,791	311	7,264	290
②証券化エクスポージャー	2,745	109	4,155	166
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	128	5
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	56	2	24	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 9,963	△ 398	△ 4,715	△ 188
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	305	12	922	36
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	7	0	23	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,641	745	17,865	714
ハ. 連結総所要自己資本額（イ+ロ）	275,449	11,017	294,343	11,773

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法）

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

### (3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
				貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引		3カ月以上延滞 エクスポージャー	
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国	内	743,571	768,494	310,743	319,897	193,835	180,797	543	1,586	913	1,618
国	外	29,487	29,555	—	3	29,282	28,533	—	25	—	40
地 域 別 合 計		773,059	798,050	310,743	319,900	223,117	209,330	543	1,612	913	1,658
製 造 業		19,477	16,649	12,740	12,529	6,614	4,111	—	—	38	23
農 業、林 業		9,629	10,124	9,629	10,124	—	—	—	—	43	36
漁 業		87	105	87	105	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		548	1,029	548	1,029	—	—	—	—	—	—
建 設 業		19,788	20,381	19,587	19,681	200	700	—	—	33	208
電気・ガス・熱供給・水道業		26,423	25,184	5,363	5,537	21,057	19,645	—	—	—	—
情 報 通 信 業		1,333	2,779	294	414	1,007	2,152	—	—	0	0
運 輸 業、郵 便 業		6,888	6,877	6,015	6,028	843	849	—	—	19	—
卸 売 業、小 売 業		32,472	34,018	28,991	31,316	3,402	2,701	—	—	44	25
金 融 業、保 険 業		248,107	259,398	19,116	18,101	28,703	27,505	—	—	—	—
不 動 産 業		39,601	42,392	37,774	40,196	1,802	2,171	—	—	51	46
物 品 賃 貸 業		2,318	2,155	2,318	2,155	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		1,767	1,994	1,766	1,994	—	—	—	—	0	0
宿 泊 業		3,857	2,996	3,857	2,996	—	—	—	—	3	2
飲 食 業		3,447	3,224	3,447	3,224	—	—	—	—	69	71
生活関連サービス業、娯楽業		4,023	3,805	3,717	3,500	300	300	—	—	0	—
教 育、学 習 支 援 業		978	1,132	978	1,132	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		17,480	18,454	17,480	18,454	—	—	—	—	—	—
その 他 の サ ー ビ ス		6,533	6,055	6,483	6,005	50	50	—	—	68	63
国・地方公共団体等		221,046	213,567	61,911	64,424	159,134	149,142	—	—	—	—
個 人		68,439	69,343	68,439	69,343	—	—	—	—	73	99
そ の 他		38,807	56,378	191	1,605	—	—	543	1,612	465	1,080
業 種 別 合 計		773,059	798,050	310,743	319,900	223,117	209,330	543	1,612	913	1,658
1 年 以 下		158,230	213,862	64,095	69,619	39,225	52,092	412	993	—	—
1 年 超 3 年 以 下		252,260	212,508	25,777	29,017	94,099	70,269	56	33	—	—
3 年 超 5 年 以 下		73,420	63,317	31,332	30,712	38,053	29,357	63	198	—	—
5 年 超 10 年 以 下		110,089	99,334	66,050	64,050	43,201	30,212	2	302	—	—
10 年 超		131,235	152,985	122,495	125,081	8,537	27,399	2	4	—	—
期間の定めのないもの		47,823	56,041	991	1,418	—	—	5	80	—	—
残 存 期 間 別 合 計		773,059	798,050	310,743	319,900	223,117	209,330	543	1,612	—	—

- (注) 1. 貸出金の残高は、個別貸倒引当金控除前の額です。また、オフ・バランス取引は与信相当額です。  
 2. 「信用リスクエクスポージャー期末残高」は、「3カ月以上延滞エクスポージャー」を含みます。  
 3. 投資信託、その他の証券、買入金銭債権、金銭の信託、現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産、その他資産等の信用リスクエクスポージャー期末残高は、一括して「その他」に計上しております。  
 4. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。  
 5. 「3カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 6. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等は、単体における事業年度の開示事項と同額です。（ロ. 47ページ、ハ. 60ページをそれぞれ参照ください）

### 二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	平成 28 年度			平成 29 年度		
	格付適用有り	格付適用無し	合 計	格付適用有り	格付適用無し	合 計
0%	—	244,577	244,577	—	242,059	242,059
10%	—	27,942	27,942	—	27,328	27,328
20%	189,054	42,941	231,995	203,611	43,984	247,595
35%	—	27,065	27,065	—	25,589	25,589
50%	44,013	312	44,325	45,283	652	45,936
75%	—	63,818	63,818	—	66,500	66,500
100%	8,813	122,126	130,940	9,920	127,406	137,327
150%	465	159	625	1,080	1,030	2,111
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	1,767	1,767	—	3,477	3,477
1,250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	123	123
合 計	242,347	530,712	773,059	259,896	538,153	798,050

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項／単体における事業年度の開示項目と同額です。（61ページを参照ください）

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項／単体における事業年度の開示項目と同額です。（61ページを参照ください）

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項／単体における事業年度の開示項目と同額です。（61ページを参照ください）

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項／単体における事業年度の開示項目と同額です。（62ページを参照ください）

(8) 金利リスクに関する事項／単体における事業年度の開示項目と同額です。（62ページを参照ください）